

石巻市復興公営住宅 随時募集（先着順）のご案内【3LDK・4LDK】

平成29年9月5日時点

◆3人以上世帯◆

地区	入居（管理）開始日	住宅名	ペット 共生	募集戸数	
				3LDK	4LDK
河北	平成27年2月1日	六本木畑	○	6	-
蛇田	平成28年4月23日	新西前沼第二		3	-
釜・ 大街道	平成27年2月1日	青葉東		★ 1	-
	平成28年12月17日	新館		8	-
			○	1	-
平成28年12月18日	三ツ股第二		6	3	
中心	平成26年2月1日	南中里一丁目 ※借上型		★ 1	-
	平成28年10月1日	中央第三		4	-
	平成28年9月17日	日和が丘		2	-
門脇	平成28年10月29日	門脇東		7	★ 1
	平成28年12月17日	門脇西	○	2	-
湊	平成28年10月15日	湊町		5	2
			○	3	-
	平成27年4月11日	吉野町		3	-
			○	3	-
	平成28年10月10日	大門町（1号棟、2号棟）		-	2
			○	1	2
	平成28年12月17日	大門町（3号棟、4号棟）		6	-
平成25年4月1日	根上り松 ※借上型		★ 1	-	
平成28年3月18日	筒場		2	-	
渡波	平成27年3月1日	黄金浜第一		1	-
	平成27年8月30日	黄金浜第二		1	-
	平成26年2月1日	沖六勺東 ※借上型		★ 2	-

※借上型復興住宅とは市が民間事業者より20年間一括して借り上げて供給する公営住宅です。建物の管理開始から20年後、入居者の方には他の公営住宅へ移転又は退去していただくこととなります。家賃は、市が建設する復興公営住宅と同じ算定方法で決定し、市が徴収しますが、駐車場及び共益費等は民間事業者と入居される方との直接契約となります。

※ペット共生欄に【○】がある住宅は、ペットと共生できます。

なお、ペット共生住戸に申込みができる世帯は、ペット共生住戸希望の登録をされている世帯に限ります。

※募集戸数に【★】がある住戸は、退去により空き室となった住戸です。

■復興公営住宅の家賃について

復興公営住宅は、政令月収が80,000円以下（収入分位I-1～I-4）の世帯に対して、家賃負担の軽減を図るために住宅の管理開始から10年間、家賃を低減する制度があります。

なお、住宅の管理開始から5年間は特段の低減を行い、6年目から11年目にかけて段階的に通常家賃（収入分位I）に移行することとなります。

※政令月収が0円の世帯であっても、6年目から11年目にかけて段階的に通常家賃（収入分位I）に移行することとなります。

※入居中の世帯が転居した場合、新たに入居する住宅の期間が適用されますので、特別家賃低減の期間が短くなる場合があります。

■その他

・石巻市復興公営住宅（市街地）の3LDKより小さい型別の住戸に入居されている3人以上の世帯で平成29年10月末まで転居が可能な方の申込みも受付します。なお、復興公営住宅に入居されている世帯については、転居期間の関係上、9月22日（金）午後5時をもって申込受付を終了します。

・午前9時の受付開始時点において、申込希望世帯が募集戸数を超えた場合は、復興公営住宅に入居されていない世帯の入居を優先します。また、復興公営住宅に入居されていない世帯のうち、市内で被災された世帯の入居を優先します。

同一優先の方で募集戸数を超えた場合は、仮当選者をその場で抽選により決定します。なお、その際の優遇措置はありませんので、各世帯抽選玉1個により抽選を行います。

・募集戸数は随時変更となり、申込数が募集戸数に達した時点で受付終了となります。

※詳しくは、事前登録相談窓口（0225-90-8041）までお問い合わせください。